

鶴岡市公告第 87 号

下記のとおり、プロポーザル方式により業務委託契約の優先交渉事業者を特定するので、公告する。

令和 7 年 5 月 22 日

鶴岡市長 皆 川 治

記

- 1 業務委託名 鶴岡駅前地区将来ビジョン「学びのサードプレイス」社会実験業務
- 2 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 24 日まで
- 3 業務内容 別に公表する、鶴岡駅前地区将来ビジョン「学びのサードプレイス」社会実験業務
公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）のとおり
- 4 参加するために必要な資格及び手続き 実施要領のとおり
- 5 企画提案書の作成等 実施要領のとおり
- 6 企画提案書の評価方法及び受注候補者の特定 実施要領のとおり
- 7 その他 詳細は、実施要領に定めるところによる。
- 8 実施要領を示す場所 鶴岡市ホームページ
- 9 契約に関する基本事項
 - （1）契約保証金 鶴岡市契約に関する規則（平成 17 年鶴岡市規則第 54 号）第 3 条の規定による
 - （2）契約書の作成 鶴岡市契約に関する規則第 2 条の規定により、作成を要する。

10 担当部署（問合せ先）

鶴岡市建設部都市計画課

〒997-8601 鶴岡市馬場町 9 番 25 号（本庁舎 4 階）

電話 0235-35-1315（直通）

メール tokei@city.tsuruoka.yamagata.jp

担当者：若生